

第3編 運営事業に係る事項

運営事業者は、本施設に搬入される可燃ごみ及び不燃物処理資源化施設からの資源化選別後の可燃分及び残さ等を、施設の基本性能を発揮させつつ適正処理・再資源化を図るため、安全かつ効率的・安定的に施設の維持管理に努めるものとし、本組合の施設運営行政が実施するその他業務に支障を来さないよにすること。また、建設請負事業者によって設計・施工され、引渡性能試験に合格し、本組合が引渡しを受けた本施設の運営を、維持管理計画及び運営マニュアル等に基づき責任をもって実施すること。

また、運営事業者は、施設の安全を確保するために、OHSAS18001（労働安全衛生マネジメント）、基発第501号等に則った安全確保のためのシステムを構築すること。さらに、ISO14001を取得すること。

第1章 運営に関する基本的事項

1 対象業務範囲

運営業務の範囲は次に示すとおりとする。

なお、運営とは、総務（内部管理）と維持管理とからなり、この維持管理とは施設の運転及び保守（補修及び更新）からなるものとする。

- 1) 試運転等の事前準備業務（別紙1参照）
- 2) 運営事業実施計画、維持管理計画及び運営マニュアルの作成及び更新
- 3) 処理対象物の受入れ、受入れた処理対象物の保管、焼却処理等を経て生成される焼却灰、飛灰及び金属類（以下、「焼却残さ等」という。）の貯留・保管等、本施設を用いて行う処理対象物の処理に係る業務
- 4) 焼却残さ等、処理不適物及び飛灰処理物の本組合が指定する場所までの運搬業務（焼却灰及び飛灰の運搬先はエコセメント化施設とする。なお、エコセメント施設が故障等により稼働停止の場合には、焼却灰及び薬剤処理後の飛灰処理物は二ツ塚処分場に運搬するものとする。また、処理後に回収された金属類の運搬先は再生業者とする。）
- 5) 施設の運転、補修、更新に伴い発生する廃棄物の適正処理にかかる業務
- 6) 燃焼設備で発生する焼却廃熱を用いた熱供給・発電及び電気供給業務
- 7) 前各業務を実施するために必要な、各設備の運転及び各種の測定、運転及び測定結果の記録並びに経常的な施設の保守管理業務
- 8) 電気関係法令及び自家用電気工作物保安規定による電気工作物の工事・点検及び運転に関する保安業務
- 9) 本施設の各設備及び各機器の点検（法定点検・定期点検を含む）、補修及び設備更新

- 10) 本施設の各設備内の各設備、各機器の清掃、環境整備業務（作業環境、敷地内における植栽管理等の周辺環境整備業務も含む）
- 11) 本施設の防災・防犯管理・警備業務
- 12) 各種記録等の作成・保管業務
 - ・ 運転記録（日報・月報・年報）の作成及び保管
 - ・ 各種点検記録の作成及び保管
 - ・ 補修及び整備に係る記録の作成及び保管（機器の補修履歴等の施設台帳整理を含む）
 - ・ 法令に関する記録の作成及び保管
 - ・ 各種測定記録の作成及び保管
 - ・ 予備品、消耗品に関する記録の作成及び保管
 - ・ その他統計資料の作成
 - ・ 各種報告書等の作成（国、東京都等から本組合への調査依頼に対するデータ等の提供も含む。）
- 13) ごみ処理手数料の徴収代行業務
- 14) 施設見学者への対応業務（本組合の補助業務、資料等作成を含む）
- 15) 周辺住民への対応業務（本組合の補助業務、資料等作成を含む）
- 16) 情報管理業務
- 17) 環境管理業務
- 18) その他、本施設の運営に必要な一切の業務

2 事業期間

平成25年4月から平成45年3月までの20年間

3 対象施設

本事業における対象施設は以下のとおりである。

- 1) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設 計量棟（以下、「計量棟」という。）
- 2) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設 熱回収施設（以下、「熱回収施設」という。）
- 3) その他関連施設等（敷地境界までの温水供給配管設備、隣接する不燃物処理資源化施設及び近隣の公共施設までの電気供給設備なども含む）、

4 運営における遵守事項

運営事業者は、次に示す事項を遵守すること。

1) 運営基本方針

運営事業者は本事業の運営等にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理を行うこと。
- (2) 施設の安全性を確保すること。
- (3) 環境への負荷軽減を考慮すること。
- (4) 施設を安定的に稼働させること。
- (5) 経済性を考慮しつつ、効率的かつ総合的に一体的な運営管理を行うこと。
- (6) 建設請負事業者が実施する保証期間中の補修・改造事業に協力すること。

2) 要求水準書の遵守

運営事業者は、要求水準書に記載された要件について、事業期間中遵守すること。

3) 関係法令及び基準、規格の遵守

運営事業者は事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等、下記関係法令等を遵守すること。

表 3-1 関係法令等（参考）

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ▪ ダイオキシン類対策特別措置法 ▪ 大気汚染防止法 ▪ 水質汚濁防止法 ▪ 騒音規制法 ▪ 振動規制法 ▪ 悪臭防止法 ▪ 都市計画法 ▪ 消防法 ▪ 道路法 ▪ 道路交通法 ▪ 下水道法 ▪ 水道法 ▪ 環境基本法 ▪ 労働基準法 ▪ 労働安全衛生法 ▪ 電波法 ▪ 有線電気通信法 ▪ 電気事業法 ▪ 電気工事士法 ▪ 電気用品取締法 ▪ 計量法 ▪ 高圧ガス取締法 ▪ 毒物及び劇物取締法 ▪ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ▪ 三鷹市まちづくり条例 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業所衛生基準規制 ▪ 危険物の規制に関する規制・法令 ▪ 一般高圧ガス保安規制 ▪ 特定化学物質等障害予防規制 ▪ 電気設備に関する技術基準 ▪ 電気工作物の溶接に関する技術基準 ▪ クレーン等安全規則 ▪ クレーン構造規格 ▪ クレーン過負荷防止装置構造規格 ▪ 電気機械器具防爆構造規格 ▪ 溶接技術検定基準（JIS Z 3801） ▪ ボイラ及び圧力容器安全規則 ▪ ボイラ構造規格 ▪ 圧力容器構造規格 ▪ 日本工業規格（JIS） ▪ 電気規格調査会標準規格（JEC） ▪ 日本電機工業会標準規格（JEM） ▪ 電線技術委員会標準規格（JCS） ▪ 日本油圧工業会規格（JOHS） ▪ 内線規程 ▪ 電気供給規程 ▪ 地方自治法 ▪ グリーン購入法 ▪ 三鷹市公害防止条例 ▪ 東京都廃棄物条例 ▪ ごみ処理施設性能指針 <p>その他関係法令、規格、規程、総理府令、通</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街作り条例 	達及び技術指針等
--	----------

4) 環境影響評価書の遵守

運営事業者は事業期間中、「ふじみ新ごみ処理施設整備事業環境影響評価書」を遵守できるように、対象施設の運営管理を行うこと。また、本組合が実施する事後評価または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。

5) 公害防止協定等の遵守

運営事業者は、対象施設の運営について本組合が地元住民と締結している公害防止協定を遵守するため、本施設の基本性能を遵守して、本組合の対応に協力すること。

6) 周辺住民対応

運営事業者は、本施設の適切な運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう努めること。なお、本組合が必要と認めた場合には、周辺住民との協議の場等に参加し、本組合の補助として適切な対応を行うこと。

7) 本施設運営のための人員等

運営事業者は、本施設を運営するため良好な雇用条件のもとに人員を確保し、本施設の運営を行うものとする。施設運営のための人員には、次に示すような有資格者が含まれるものとし、運営事業者は、その必要人数を責任もって確保するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
- (2) ボイラタービン主任技術者
- (3) 電気主任技術者（第二種）
- (4) クレーン特別教育修了者（吊り上げ荷重 5t 未満の時）又はクレーン運転士免許の資格を有する者
- (5) 危険物取扱者乙種第 4 類又は甲種の資格を有する者
- (6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技術者又は技能講習修了者
- (7) エネルギー管理士
- (8) 安全管理者
- (9) 衛生管理者
- (10) 防火管理者
- (11) 有機溶剤作業主任者

- (12) 第1種圧力容器取扱作業主任者
- (13) 特定化学物質作業主任者
- (14) ガス溶接作業主任者
- (15) 特定高圧ガス取扱主任者
- (16) 公害防止主任管理者・公害防止統括者・各代理人
- (17) その他、本施設の運営のために必要な資格を有する者

8) 運営時のユーティリティ

(1) 電気

事業用地において、本施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金については、運営事業者の負担とする。なお、電気事業者との受給契約は本組合がふじみ衛生組合の名義で行うものとする。

(2) 電気以外のユーティリティ

事業用地において、本施設の運営時に必要となる電気以外のユーティリティについては、運営事業者が自ら調達することとする。なお、調達費用は運営事業者の負担とする。ただし、場外熱供給が開始された場合、その温水供給に伴う水使用料金は本組合が負担する。

9) 保険への加入

運営事業者は、本施設の運営に際して、例えば、火災保険、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本組合の承諾を得ること。

10) 運営前の許認可

本施設の運営に当たって運営事業者が取得する必要がある許認可は、原則として、運営事業者の責任においてすべて取得すること。ただし、取得に際して、本組合が担う必要がある業務が生じた場合には、本組合に協力するものとする。(書類の作成等を含む)

11) 関係官公署の指導等

運営事業者は、運営期間中、関係官公署の指導に従うこと。

12) 地元雇用

運営事業者は、本施設の運営に当り、地元での雇用促進に配慮すること。

13) 事業期間終了の引き継ぎ時における本施設の要求水準

- (1) 事業期間終了後、本組合が本施設において本要求水準書に記載の業務を実施するにあたり、運営事業者は、事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による性能確認検査を本組合の立会いの下に実施すること。当該確認をもって本組合は引継ぎ時の確認とすることができる。
- (2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損又は破損がなく、良好な状態であること。ただし 継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている基本的な性能（機能・効率・能力等計測可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

14) 事業契約終了条件及び性能未達時の対応

本組合は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き3年間は大規模な設備の補修及び更新を行なうことなく、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の確認試験を行う。

なお、運営事業者は、事業期間終了後の1年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

5 その他の基本的事項

1) 物質収支及びエネルギー収支の把握

本施設の運営中においては、処理対象物等の受入から焼却処理・再資源・焼却残さ等の排出に至るまでの物質収支（各種別）及びエネルギー収支の把握を行うこと。

2) 機能維持のための点検・保守

運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・保守を行うとともに、補修・更新等の履歴を事業期間中にわたり電子データとして残し、事業期間終了後に

本組合に譲渡すること。

3) 運營業務の報告及び記録の保存

運營業業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運營業務の報告を行うこと。

設備の運転、点検・保守等の記録として、運転日誌、点検記録及び補修・更新・事故記録等を作成し、電子データの形で運営期間中保管するものとし、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物としても保管すること。印刷物については運転日誌及び点検記録は3年以上、補修・更新・事故記録等は事業期間中保管すること。電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に本組合に提出すること。

4) 運営マニュアルの作成・管理

運營業業者は、建設請負事業者により提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、必要に応じて本組合と協議の上、適宜運営マニュアルを作成し、その内容に変更等が生じた場合は見直しを行って常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本組合に提出すること。なお運営マニュアルには、維持管理に関する各種の検査マニュアルも含めること。

5) 維持管理計画の作成・管理

運營業業者は、建設請負事業者より本組合へ提出された本施設の運転マニュアルを踏まえ、本施設の運転、点検・保守（補修・更新）に関する詳細を記載した維持管理計画を本組合に提出し、その確認を受けること。なお、維持管理計画には、維持管理に関する各種の検査要領書も含めること。維持管理計画においては、維持管理期間を通じての設備機器の補修・更新計画を明確にし、主要設備の交換サイクル及び対象範囲を明記すること。

補修工事については計画的に実施し、補修工事のライフサイクルコストの低減を目指すこと。個別設備の修繕時期を維持管理計画の中で明記すること。また、共通系設備の修繕にあたっては、全炉停止時に計画すること。

6) 本組合との運営協議

運營業業者は、処理対象物の処理に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、本組合と協議を行い、円滑に運営が行われるように留意すること。

7) (仮称) 地元協議会への対応

本組合が設置する(仮称)地元協議会において、必要に応じて本組合の指示のもと対応を図ること。

8) 安全衛生管理

安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に本施設の運営を続けること。このため、安全作業マニュアルの作成・安全確保に必要な訓練の定期的な実施、作業環境調査や作業員の健康診断等を実施すること。

9) 防災・防犯管理

運営事業者は、必要な防火・防犯の体制を整備するものとし、特に、ごみピット内の防火管理に留意すること。

10) 事業期間満了時の取り扱いについての協議

運営事業者は、本組合が行う事業期間終了後の施設運営方法の検討において、下記事項等について資料等の提出、他運営事業者の本施設の視察などに協力すること。

(1) 所有する図面・資料の開示

(2) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察

(3) 運営業務全般に係る指導

(4) 運営期間中の財務諸表ならびに以下の項目に関する費用明細等を提出

① 人件費

② 運転経費

③ 維持管理費

④ 調達費

第2章 施設の運営管理に関する要件

1 処理対象物の処理（別紙2参照）

1) 受入供給設備の運転管理

(1) 計量室における計量と料金徴収等

運営事業者は、計量室において搬入ごみの計量を行うと共に、直接搬入ごみの受付及びごみの処理手数料の徴収代行を行うこと。なお、搬入時間は以下に示す時間とする。

ただし、今後、搬入時間の変更等があった場合、運営事業者は本組合に協力すること。また、過積載車両があった場合、搬入者に対して注意するとともに、本組合に即時通報すること。さらに、毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした料金の請求書作成等の事務も行うこと。

- ・ 直 営 8:30～18:00（日曜・1/1～3を除く）
- ・ 委託業者 8:00～18:00、0:00～5:00（日曜・1/1～3を除く）
- ・ 許可業者 8:30～17:00（日曜・1/1～3を除く）
- ・ 直接搬入 8:30～17:00（日曜・1/1～3を除く）

(2) 搬入ごみの管理と異物の除去

搬入ごみの重量計測データを記録（日報、月報及び年報を作成）し、定期的に本組合へ報告すること。ごみピットへの投入の前に、異物や処理不適物を目視により確認し、可能な限り除去、保管すること。その他、プラットホームでの誘導業務、排出者が直接搬入を行う際の補助及び監視業務を行うこと。

(3) 処理不適物の排除と返還

運営事業者は、本施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される処理不適物について、搬入された一般廃棄物等から可能な限り取り除くよう努めること。ただし、排除できる処理不適物は、原則として、本組合と民間事業者との事前協議により、定められた種類のもの（既に三鷹市及び調布市のごみ収集計画において、処理不適物として定められているもの）に限定される。なお、事前協議で処理不適物として定められていない種類のものであって、本施設での処理が困難又は不相当であると運営事業者が申し立てを行い、本組合がこれを受理した場合には、新たに処理不適物の種類に加えてもよい。

処理不適物の排除は、原則としてごみピットに投入する前に実施するものとするが、ごみピット投入後でも処理不適物を選別し排除することが可能である場合には、ごみピットからの処理不適物の排除を行うこと。

収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみから排除された処理不適物は、搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還し、適正な処理方法を指導すること。た

だし、処理不適物をごみピット投入後に発見してそれらを排除した時に、搬入者を判別できない場合については、処理不適物貯留設備に搬入すること。

処理不適物貯留設備に貯留された処理不適物については、運営事業者が、本組合の指定する場所まで運搬すること。運搬先は、原則として隣接の不燃物処理資源化施設とする。

なお、処理不適物の搬出、運搬に要する費用は、運営事業者が負担すること。

(4) 本組合が行う搬入検査への協力

本組合が、委託業者、許可業者、自己搬入者等を対象に実施する搬入検査に関して協力すること。

(5) 直接搬入ごみの対応

直接搬入ごみの受け入れにあたっては、ダンピングボックスで対応すること。
なお、その際には必要な補助を行い、市民が安全且つ適切に搬入を行えるよう努めること。

(6) 搬出入車両の誘導

市直営、委託業者、許可業者、直接搬入者などの車両の誘導を行い、安全且つ円滑に搬出入が行われるよう努めること。

(7) 遺失物の調査

遺失物の調査の依頼があった場合には、本組合の指示に従って、その調査に協力すること。

2) 燃焼設備の運転管理

燃焼設備の運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行うこと。

- (1) 燃焼室中の燃焼ガスが 850℃以上の温度を保ちつつ、燃焼プロセスにおけるガス滞留時間が 2 秒以上であるように燃焼管理を行うこと。
- (2) 運転を開始（炉の立ち上げ）する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させ、炉温が 850℃以上となった時点からごみを投入すること。
- (3) 運転を停止（炉の立ち下げ）する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。

3) ガス冷却設備の運転管理

- (1) 集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を、200℃以下に冷却すること。
- (2) 集じん装置に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。

- (3) ガス冷却装置に堆積した飛灰を除去すること。
- (4) 水噴霧（ノズル）の状況を適切に監視すること。

4) 排ガス処理設備の運転管理

- (1) 排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。
- (2) 本要求水準書の第1編 第2節 計画主要項目 公害防止基準に示す排ガスの基準を満たすこと。
- (3) 排ガス中の酸素、一酸化炭素、ばいじん濃度、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀を、連続的に測定し、かつ記録すること。
- (4) 排ガス処理装置に堆積した飛灰を除去すること。

5) 灰出し設備の運転管理

(1) 飛散防止

作業中、飛灰等が飛散しないよう、十分留意すること。

(2) 飛灰処理物等処理

飛灰の搬入先であるエコセメント化施設が故障等により稼働停止になった場合には、薬剤により適切に処理した後、灰ピットへ搬出すること。

6) 排水処理設備の運転管理（別紙3参照）

プラント系排水については、それぞれの水質に応じて処理を行い、プラント用水としてできる限り再利用すること。なお、再利用できなかったものは公共下水道に放流すること。

2 エネルギー利用

1) 発電

運営事業者は、電気事業法等の関係法令、関連規制等に準拠し、安全かつ効率的・安定的に焼却施設の運転を行い、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行うこと。

2) 電力供給（別紙4参照）

運営事業者は、処理に伴って発生する余熱を利用して発電した電気を本施設の所内で利用するほか、余剰電力は隣接する不燃物処理資源化施設及び近隣の公共施設に供給し、更に余剰分が発生した場合は、電力会社等に売電すること。なお、隣接する不燃物処理資源化施設及び近隣の公共施設に供給した電気については、本組合が売電単価相当でそれぞれに売却するものとし、電力会社等への売電分と合わせ、その売電収入及びRPS証書の販売に関わる収入は、本組合と運営事業者において合理的な方法

により分配するものとする。

3) 太陽光発電

運営事業者は、太陽光により発電し、所内電力として使用すること。

4) 熱供給等

本組合では場外熱供給を将来計画しているので、場外熱供給を開始した場合には、運営事業者は、安全かつ安定的に熱供給を行うこと。

3 用役管理

運営事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ支障なく使用できるよう適切に管理すること。

4 焼却残さ等の貯留、運搬及び処理・処分

運営事業者は、処理に伴って本施設から発生する焼却残さ等を、本施設内において適切に貯留し、以下に示すとおり本組合が指定する施設へ搬入を行うこと。

1) 焼却灰及び飛灰

焼却灰及び飛灰については、本組合が指定するエコセメント化施設まで運搬を行うこと。なお、エコセメント化処理に係る費用は本組合が負担するものとする。ただし、焼却灰及び飛灰の搬入先であるエコセメント化施設が故障等により稼働停止になった場合には、焼却灰及び薬剤処理後の飛灰処理物は一緒に二ツ塚処分場に搬入するものとする。その場合の埋立処分に係る費用は本組合が負担する。

搬入車両は、焼却灰が天蓋付き 4～10 t トラック、飛灰はジェットパッカー車とすること。

2) 金属類

処理後に回収された金属類については、本組合が指定する再生業者まで運搬を行うこと。なお、それらの処理にかかる費用は本組合が負担するものとする。

搬入車両は 4 t トラックとすること。

5 法定検査

運営事業者は下記項目を参考として、法定検査を実施すること。

1) 期限を定めて適切に実施すること。

- 2) 記録は適切に管理し、定められた期間（年数）保存すること。
- 3) 検査実施前に検査内容を本組合に報告し、確認を受けること。
- 法定検査の項目等（参考）を表 3-2 に示す。

表3-2 点検・整備・補修項目（参考）

設備名	法律名	備考
ボイラ	電気事業法 第 42 条保安規程 第 55 条定期安全管理検査	定期検査 2 年に 1 回以上
タービン	電気事業法 第 42 条保安規程 第 55 条定期安全管理検査	定期検査 4 年に 1 回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査 建築基準法 第 12 条	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラ及び 小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量器	計量法 第 21 条 定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則 第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法 第 14 条の 3	1 年に 1 回以上
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第 5 条 精密機能検査	3 年に 1 回以上
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の 6 点検の内容及び方法	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による	関係法令の規定による

6 施設の補修・更新

1) 維持管理計画の適切な履行

本組合は、本施設の機能を事業期間終了後においても適正に維持することができるよう、必要に応じ、維持管理計画の改訂ならびに適切な維持管理の履行を求めることができる。

運営事業者は、維持管理計画に基づき、毎年度、本施設の維持管理の内容について、点検・検査計画書、補修計画書及び更新計画書等の実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。本組合は、当該計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、適宜指摘・修正を求めることができるものとする。また、本組合は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画、実施計画書及び運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

運営事業者は事業期間終了後においても本施設が本要求水準書に示した機能を維持できるよう、事業期間終了前に維持管理計画に従い、適切な補修・設備更新を実施すること。

2) 補修・更新の実施

運営事業者が、本施設の補修・更新を行う場合には、補修・更新工事前までに実施施工計画書を作成し、当該計画書に従って工事を行うこと。

運営事業者は、補修・更新の作業が終了したときは、実施施工計画書にしたがって当該施設に求められる試験・検査を行い、当該計画書記載の作業完了基準を満たすことを確認し、本組合に報告すること。

7 建築施設・設備の保全

1) 運営事業者は施設の照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等の第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

2) 運営事業者は、本要求水準書 第2編第5節に示す建設請負事業者のかし担保責任を前提として建屋の外壁、屋根の防水、構内道路のアスファルト舗装及び構内白線引きについて適切に点検、修理、交換等を行うこと。なお、敷地全体（約2.6ha）の道路のアスファルト舗装及び構内白線引きについて適切に点検、修理、交換等も行うこと。

8 公害モニタリング装置の管理

運営事業者は公害モニタリング装置の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

9 緊急時の対応

- 1) 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- 2) 重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- 3) 非常時においては、非常時対応マニュアル等に基づき、本組合へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。
- 4) 非常時及び緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い、本組合に報告すること。
- 5) 運営事業者は、非常時の対応方法について、施設の計画時点において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、本組合と協議を行うこと。
- 6) 本施設において事故が発生した場合に適切な対応を行うため、事故対応マニュアルを作成すること。なお、事故対応マニュアルは、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針(環境省)」に基づいて作成し、本組合の承諾を受けること。
- 7) 本組合が実施する訓練等に参加、協力すること。

10 その他の要件

1) 広域支援等の協力

運営事業者は、本組合の指示により、本組合が行う広域・相互支援等へ協力すること。なお、広域・相互支援とは、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づいて実施するごみ処理の相互支援のことである。

2) 見学者対応

見学者への対応は、本組合が運営事業者と連携して適切に行うものとする。参考にな燃物処理資源化施設における最近の見学者来場実績を表 3-3 に提示する。

表 3-3 不燃物処理資源化施設の見学者来場実績(単位:人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	人数	人数	人数	人数
団体見学者 (内 小学校)	2,651 人 (2,338 人)	2,510 人 (2,206 人)	2,241 人 (2,000 人)	2,020 人 (1,819 人)

3) 清掃

運営事業者は、本施設内の清掃計画を作成し、施設内の清掃及び植栽の剪定に努めて清潔を保つこと、特に見学者等の第三者が立入る場所は常に清潔な環境を維持すること。

第3章 環境管理に関する要件

運営事業者は、本組合によって定められた本施設の停止基準に基づき、環境影響管理のための対応方策を遵守すること。

運営事業者は、本要求水準書に基づいて環境保全計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

あわせて、運営事業者は、本組合が行う本施設の運転状況に関する監視についてはこれを積極的に受け入れ、本施設の安全かつ安定的な運転情報の公開を行うこと。

1 運営中の計測管理

運営事業者は、本施設の運営に当たって、表 3-4 に示した計測管理を実施すること。ただし、表 3-4 は運営事業者が行うべき計測管理の最低基準を示したもので、より詳細な計測を行うことも可とする。また、運営事業者は、各種の計測データを本組合に提出すること。

稼働初期から安定操業期への移行のタイミングについては、分析データの経時変化をもとに、本組合と協議の上、決定する。

また、本施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について本組合及び運営事業者が合意した場合、表 3-4 に示した計測管理項目及び計測頻度は適宜、変更されるものとする。

表 3-4(1) 本施設の運営に係る計測管理項目

区分		計測地点	項 目	頻度
ごみ処理	ごみ質	受入供給設備	種類組成、三成分、低位発熱量、単位容積重量、元素組成	4回/年
	焼却灰	焼却灰貯留設備	熱しゃく減量・含水率	1回/月
環境	排ガス	煙突	ばいじん、排ガス量、CO濃度	1回/2ヵ月 (各炉)
			硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、鉛、亜鉛、カドミウム	1回/2ヵ月 (各炉)
	ダイオキシン類	煙突	排ガス	2回/年 (各炉)
		灰ピット	焼却灰	2回/年
		B F 出口	焼却飛灰	2回/年 (各炉)
		処理物搬送コンベヤ	飛灰処理物	必要に応じて
		放流柵出口付近	排水	2回/年
	騒音	指定する場所 (****)	L50, L5, L95	2回/年
	振動	指定する場所 (****)	L50, L10, L90	2回/年
	悪臭	敷地境界 (指定する場所)	臭気指数 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	2回/年
			脱臭装置出口 (指定する場所)	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
		排水 (指定する場所)	臭気指数 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル	2回/年
	水質	敷地境界	放流水	2回/年

	飛灰処理物	処理物搬送コンパヤ	溶出量：アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、セレン	必要に応じて
作業環境	ダイオキシン類 他	指定する場所 (10 区域)	ダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく作業環境測定 その他必要なもの	1 回 / 6 ヵ月

表 6-4(2) 放流水に係る計測項目

項 目		基 準 値	検査頻度
公 共 下 水 道 へ の 排 除 の 水 質 基 準	温度	℃	45未満
	水素イオン濃度 pH		5を超え9未満
	生物学的酸素要求量	mg/L	600未満
	浮遊物質	mg/L	600未満
	ヘキササン抽出物		
	鉛物油類含有量	mg/L	5以下
	動植物油類含有量	mg/L	30以下
	よう素消費量	mg/L	220未満
	窒素含有量	mg/L	120未満
	リン含有量	mg/L	16未満
	カドミウム及びその化合物	mg/L	Cd 0.1以下
	シアン化合物	mg/L	CN 1以下
	有機リン化合物	mg/L	1以下
	鉛及びその化合物	mg/L	Pb 0.1以下
	六価クロム化合物	mg/L	CrVI 0.5以下
	ヒ素及びその化合物	mg/L	As 0.1以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	Hg 0.005以下
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	PCB	mg/L	0.003以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下
	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下
	四塩化炭素	mg/L	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下
	チラウム	mg/L	0.06以下
シマジン	mg/L	0.03以下	
チオベンカルプ	mg/L	0.2以下	
ベンゼン	mg/L	0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/L	Se 0.1以下	
ほう素及びその化合物	mg/L	B 10以下	
ふっ素及びその化合物	mg/L	F 8以下	
フェノール類	mg/L	5以下	
銅及びその化合物	mg/L	Cu 3以下	
亜鉛及びその化合物	mg/L	Zn 2以下	
溶解性鉄及びその化合物	mg/L	Fe 10以下	
溶解性マンガン及びその化合物	mg/L	Mn 10以下	
クロム及びその化合物	mg/L	Cr 2以下	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	

2 性能未達の場合の対応

1) 停止基準

運営事業者による本施設の運営が、環境面で要求性能を発揮しているか否かの判断基準として、停止基準を設定する。

停止基準とは、平常運転時にその基準を上回ると、施設を停止しなくてはならない基準である。長期の施設停止により焼却処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は本組合が行うものとし、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。

2) 対象項目

停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀、一酸化炭素、ダイオキシン類とする。

3) 基準値及び判定方法

停止基準の基準値を上回っているか否かの判定方法は、表 3-5 に示すとおりとする。

表 3-5 排ガス中の物質濃度 (O₂=12% 換算値：煙突出口において遵守すべき基準)

区分	物質	停止基準	
		基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん【g/m ³ N】	0.01	1 時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物【ppm】	10	
	窒素酸化物【ppm】	50	
	塩化水素【ppm】	10	
	水銀【mg/m ³ N】	0.05	
	一酸化炭素【ppm】	30	4 時間平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 【ng-TEQ/m ³ N】	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※：上記は全て乾きガス基準。

3 停止後の対応

本施設が性能未達により、稼働を停止した場合、本組合と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

- 1) 本施設が停止基準を上回るに至った原因と責任の究明
- 2) 運営事業者による本施設の復旧計画の提案（本組合による承諾）
- 3) 本施設の改善作業への着手
- 4) 本施設の改善作業の完了確認（本組合による確認）
- 5) 復旧のための試運転の開始
- 6) 本施設の運転データの確認（本組合による確認）
- 7) 本施設の使用再開
- 8) 試運転は、施設の稼働を再開することを判断するのに十分な期間実施することとする。

本組合による復旧計画の承諾、本施設の改善作業の完了の確認等に際し、専門的な知見を有する有識者等にアドバイスを求めることができるものとする。

また、本施設の稼働停止中のごみ処理にあたって、代替の処理施設等の手配は本組合が行うものとし、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。

なお、停止基準を上回った理由が、測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- 1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- 2) 本施設の改善作業への着手
- 3) 本施設の改善作業の完了確認（本組合による確認）
- 4) 本施設の運転データの確認（本組合による確認）
- 5) 本施設の使用再開

第4章 情報管理に関する要件

1 運転記録報告

- 1) 運営事業者は、本施設の廃棄物搬入量、処理不適物排出量、焼却残さ等排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

2 点検・検査報告

- 1) 運営事業者は、本施設の点検・検査計画書および点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 点検・検査に関するデータを、法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

3 補修・更新計画報告

- 1) 運営事業者は、本施設の維持管理計画に基づいて補修計画及び更新計画を作成し、また、補修及び更新の実施後は、補修結果報告書及び更新結果報告書を作成し、それぞれを本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 補修・更新に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

4 環境管理報告

- 1) 運営事業者は、環境保全計画書に基づき計測し、環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- 3) 環境管理に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

5 安全衛生管理報告

1) マニュアル等

- (1) 運営事業者は、本事業の対象施設に関する安全衛生管理マニュアル、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画等を事業期間にわたり適切に管理すること。

- (2) 運営事業者は、補修、更新等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、建設請負事業者と協力してマニュアル、計画等を速やかに変更すること。
- (3) 本事業の対象施設に関するマニュアル、計画等の管理方法については本組合と協議のうえ、決定すること。

2) 作業環境管理報告

- (1) 運営事業者は、環境保全計画書に基づき計測し、作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

6 防災管理報告

- 1) 運営事業者は、本事業の対象施設に関する緊急対応マニュアル、事故報告等を事業期間にわたり適切に管理すること
- 2) 補修、更新等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、建設請負事業者と協力してマニュアル等を速やかに変更すること。
- 3) 本事業の対象施設に関するマニュアル、事故報告等の管理方法については本組合と協議のうえ、決定すること。

7 情報管理

- 1) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等を事業期間中、適切に管理すること。
- 2) 補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面、施設台帳等を速やかに変更すること。
- 3) 本施設に関する各種マニュアル、図面、施設台帳等の管理方法については本組合と協議の上、決定すること。

8 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目中で、本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本組合と別途協議の上、決定すること。
- 3) 本組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数または本組合との協議による年数保管すること。

第5章 安全衛生管理に関する要件

1 安全衛生の確保

運営事業者は、熱回収施設における労働災害の防止と衛生の確保、及び従業員の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- 1) 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- 2) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における従業員の安全と健康を確保すること。
- 3) 快適な職場環境の形成を促進すること。

2 作業環境管理基準

- 1) 運営事業者は、本施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- 2) 管理運営にあたり、作業環境基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

3 作業環境管理計画

- 1) 運営事業者は、運営期間中の作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- 2) 作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

4 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- 2) 整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- 3) 作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 4) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、これを遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本組合が定める者の同席を要すること。

- 5) ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等を整備すること。
整備した体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合も速やかに本組合に報告すること。
- 6) 日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、本組合及び建設請負事業者と協議のうえ、施設の改善を提案すること。
- 7) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本組合に報告すること。
- 8) 従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 9) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- 10) 場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- 11) 上記各号に係る法令等の改正等により労働安全衛生・作業環境管理に要する費用の増加がある場合は、本組合と運営事業者は契約金額の見直しにてついて別途協議を行う。

5 熱回収施設の安全衛生管理

- 1) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、熱回収施設における従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 特に、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。
- 3) 作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を本組合に提出すること。
- 4) 熱回収施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 5) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

第6章 防災管理に関する要件

1 二次災害の防止

運営事業者は、本事業の対象施設全体の防災に努め、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

2 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

3 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、及び本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

4 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

また、訓練の開催については、事前に本組合の参加について協議すること。

5 事故報告書の作成

事故対応マニュアルに従い、事故が発生した場合、直ちに運営事業者は、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に報告すること。

第7章 その他の要件

1 本施設の関連業務

運営事業者は、要求する仕様、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

2 清掃

- 1) 運営事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。
- 2) 特に見学者等の第三者が立ち寄る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

3 植栽管理

運営事業者は、植栽管理計画を作成して敷地内（約 2.6 ha）の樹木・緑地等を適切に管理すること。また、事業者にて樹木・緑地等への水撒きも行うこと。

4 廃油等の管理

運営事業者は、本施設から発生する廃油等を適切に管理・処分すること。

5 防火管理

- 1) 防火管理は、本組合の使用区画についても対象範囲とすること。
- 2) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議のうえ、必要に応じて建設請負事業者と協力して施設の改善を行うこと。
- 3) 運営事業者は、消防用設備等点検結果の報告を含め、必要な報告等を消防署へ提出すること。
- 4) 同一敷地内の管理対象外施設からの火災警報発報時には、運営事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこと。

6 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内警備を実施すること。
- 2) 同一敷地内の管理対象外施設からの警報発報時には、運営事業者は協力して可能な限り現場確認及び警察署への連絡を行うこと。
- 3) 運営事業者は、熱回収施設の全面休止時等に施錠を行い施設の管理を実施すること。

7 住民対応

- 1) 周辺の住民の信頼と理解、協力を得られるよう、運営事業者は、常に適切な運営管理を行うこと。

- 2) 本組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 3) 運営事業者は、本施設の運営管理に関して住民等から直接、運営事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を本組合へ引き継ぐこと。なお、本事業の業務範囲に係る住民等からの意見等があった場合は、本組合から事業者へ指示するので、事業者は必要な措置を講ずること。

8 車両誘導

運営事業者は、ごみ搬出入車両を対象として、車両の渋滞時等に安全に搬出入が行われるように、必要に応じて誘導員を配置する等、施設敷地周辺において車両を適切に誘導・指示すること。

第8章 本組合によるモニタリング

1 財務状況のモニタリング

本組合は、財務状況等について、運營業務委託契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、運営事業者側に発生する費用を除き、本組合の負担とする。

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告及びこれらの附属明細書の写しを、毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。

2 運営管理状況のモニタリング

運営事業者は、本組合が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。

3 周辺環境のモニタリング

運営事業者は、本組合が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。

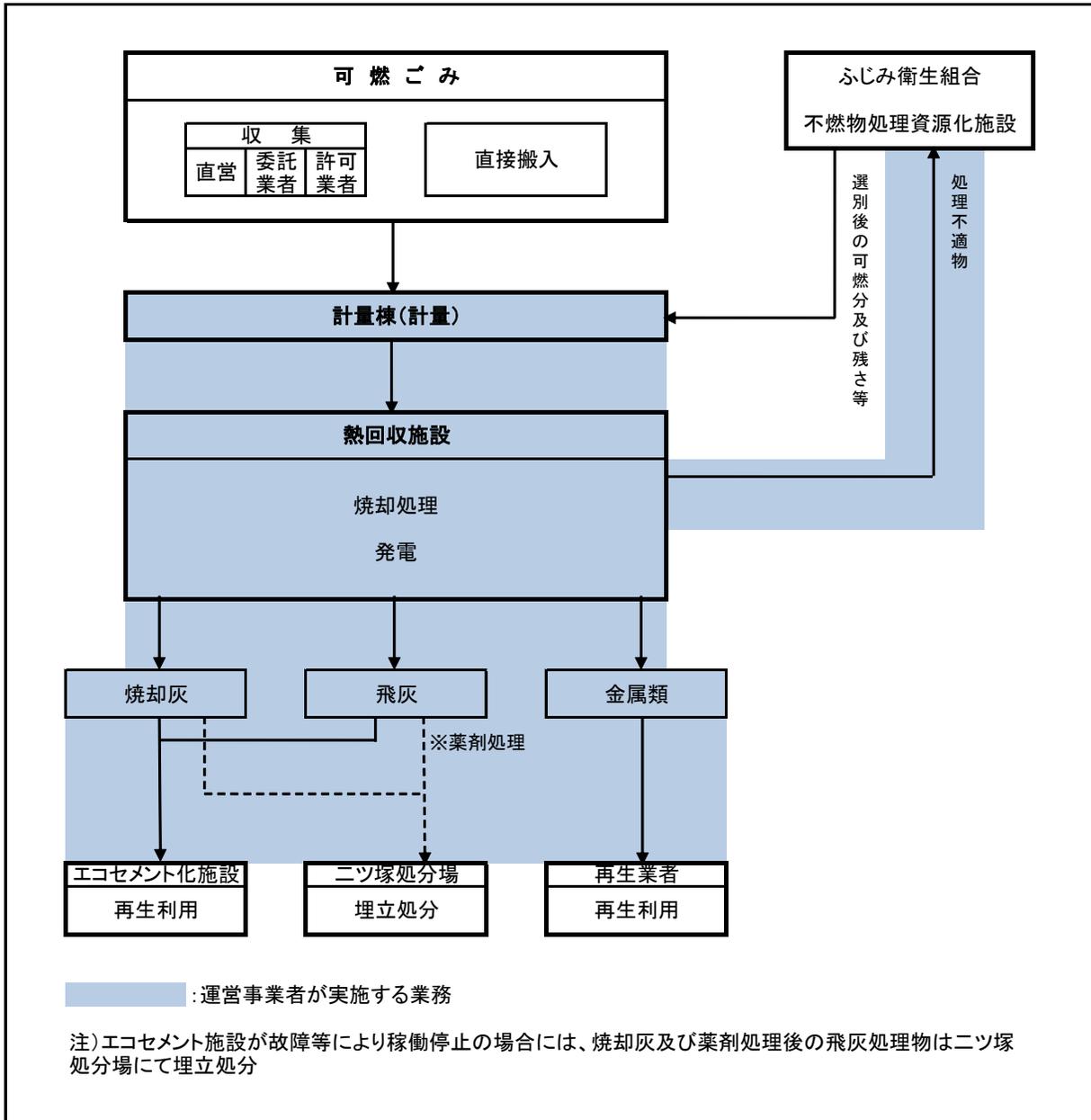
別紙1: 試運転期間中の運転教育

- (1) 運営事業者は、計量棟の運転管理に関して必要な運転教育訓練を、計量棟の試運転教育訓練期間中に、建設請負事業者より受けなければならない。
- (2) 事業者は、熱回収施設の運転管理に関して必要な運転教育訓練を、熱回収施設の試運転教育訓練期間中及び正式引渡後を含めて、建設請負事業者より受けなければならない。
- (3) 教育訓練期間は次のとおりとし、下記の教育訓練実施日数を目安とすること。具体的な教育訓練実施スケジュール及び教育訓練内容について、運営事業者は建設請負事業者と協議のうえ定め、本組合の承諾を得ること。運営事業者は、熱回収施設の運転管理に関して本組合と協議の上、事前に教育訓練計画を作成しなければならない。

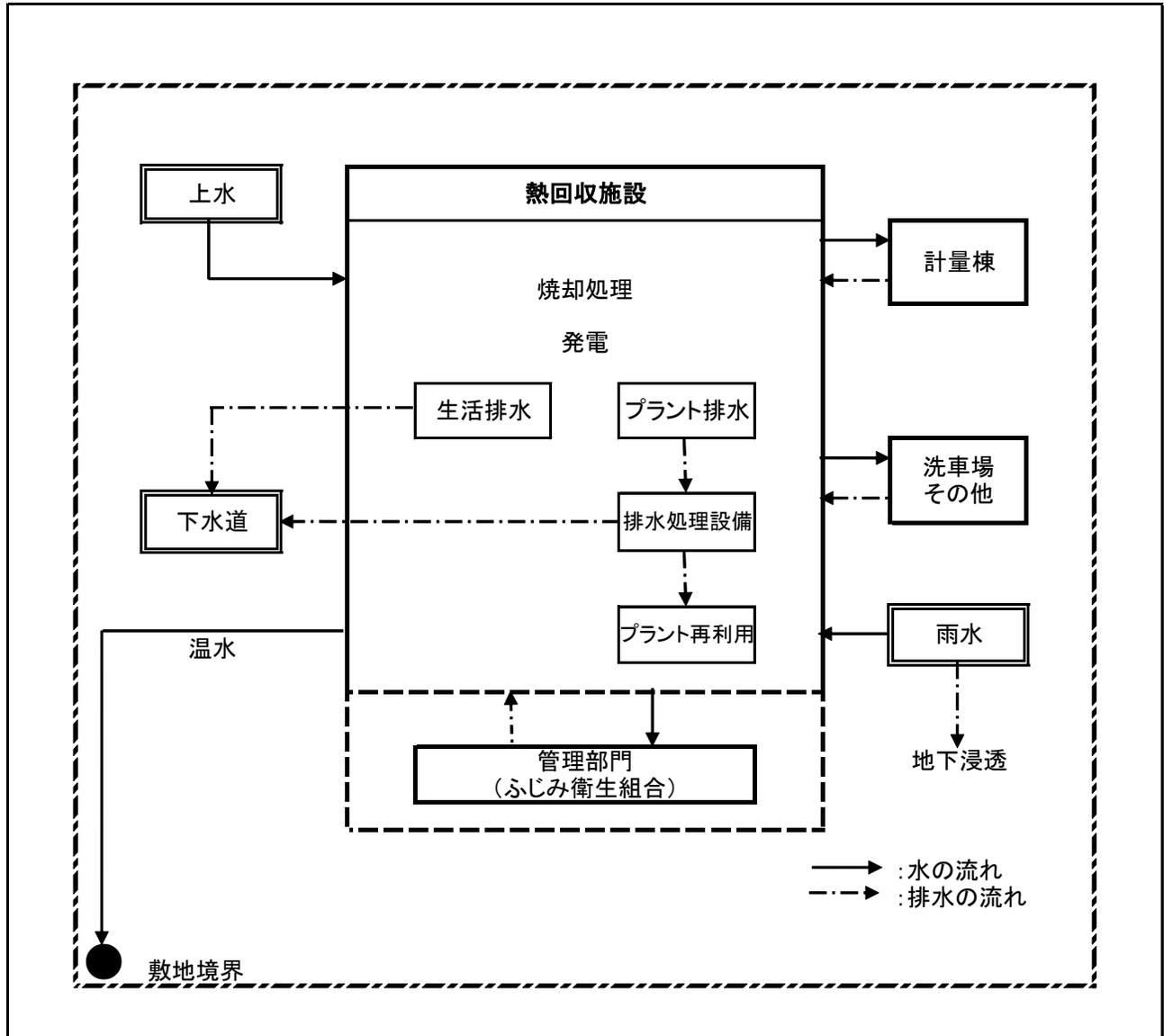
施設名	教育訓練期間	教育訓練実施日数
計量棟	試運転期間中	7日以上
熱回収施設	試運転期間中及び営業開始後	120日以上

- (4) 教育訓練期間中の運営事業者の行う業務は、運転管理教育の受講と、施設の竣工までに建設請負事業者が行う試運転への協力である。
- (5) 試運転期間中にごみの受入が行われることとなるため、運営事業者は、試運転期間中の運営事業者の運転員等の配置について、建設請負事業者と協議すること。
- (6) 試運転期間の運営事業者側の運転員の業務については、運転教育を受けながら、且つごみの処理を開始した負荷運転以降の業務を本事業の範囲とする。ただし、試運転調整までは、運営事業者及び建設請負事業者の責任と経費で必要な期間実施しなければならない。

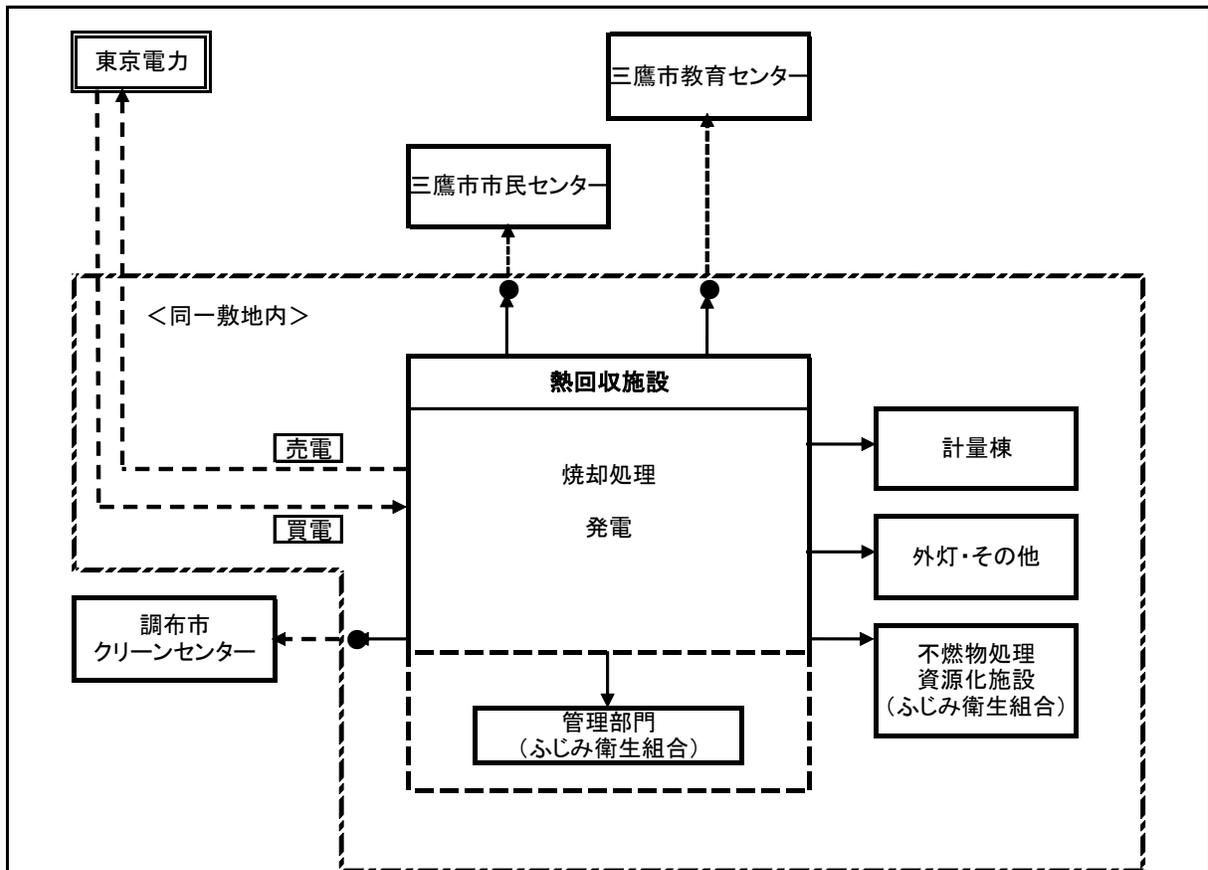
別紙2:ごみ処理の基本フロー



別紙3: 水関係のフロー



別紙4：電気関係のフロー



注) 同一敷地内(-----)の実線矢印(——→)及び必要な設備は工事範囲とする。

周辺施設等の条件

	契約電力※	使用電力量※
不燃物処理資源化施設	kW	kWh
外灯(既設分)	kW	kWh
外灯(新設分)	— kW	— kWh
その他	kW	kWh
三鷹市市民センター	kW	kWh
三鷹教育センター	kW	kWh
調布市クリーンセンター	kW	kWh

※現在の使用状況